

# 五十一年分の

## 所得税が還付される

昭和五十一年分所得の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

本人 六、〇〇〇円  
控除対象配偶者・扶養親族 一人につき 三、〇〇〇円

ただし、納めた所得税額の方が少ないときは、その税額までとなりません。

そのあらましを説明しましょう。

① 還付を受けられる人  
還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。ただし、利子、配当などの源泉分離課税の所得税については、還付されません。

② 還付方法とその手続  
① サラリーマンの場合  
六月一日現在、昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月七月ごろに、賞与や給与を受取る時に、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり二ヶ所以上から給与をもっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、次の「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

③ 事業所得者などの場合  
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際に同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送しますと税務署から支払通知書が送られてきます。この通知書を郵便局に持参して還付金を受け取って下さい。

### 善意銀行預託者

四月末日現在

皆さんから寄せられました善意に感謝申し上げます。

- ◎宮川五、六三六番地 橋場子ども会
- ◎林田典子他一二七名 殿

社会福祉施設、公共施設等の清掃作業の労力奉仕。

- ◎宮川五、六三六番地 林田 重俊 殿

レクリエーションの指導

- ◎宮川五六四二番地 椎名 千代美 殿

### ③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。

五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっていきます。

くわしくは、銚子税務署へおたずねください。

〇四七九(二二)一五七一

### 第十六回

#### 野球大会始まる



第十六回軟式野球大会が五月二日から始まりました。

今大会は、三十六チームの参加により、町営グラウンド及び中学校グラウンドを使用し、熱戦がくり広げられております。

皆さんの応援をおねがいします。

### 第16回光町軟式野球大会組合せ表

